

## 市・県民税住宅ローン税額控除について

### 市・県民税住宅ローン税額控除が創設されました

税制改正により、平成21年から平成25年までに居住し、所得税住宅ローン控除を受ける方で、所得税で控除しきれない額がある場合は、翌年度の市・県民税から税額控除します。

なお、所得税の確定申告書または給与所得の源泉徴収票に記載された額を基に、市が住宅ローン税額控除額を算出しますので、市へ申告する必要はありません。

### 市・県民税住宅ローン税額控除額の算出方法

確定申告書または源泉徴収票記載の額を基に、次のいずれか少ない方の金額を市・県民税所得割額から控除します。

- ①所得税の住宅ローン控除可能額から所得税を引いた金額
- ②所得税の課税総所得金額に5%を乗じた金額  
(97,500円が最大控除額)

※住宅ローン控除の適用を受ける場合は所得税の確定申告が必要となります。勤務先の年末調整で住宅ローン控除を受ける場合は、2年目以降となりますのでご注意ください。

### 市・県民税住宅ローン税額控除申告書の提出が不要となりました

税制改正により、平成11年から平成18年までに居住された方は、確定申告書または源泉徴収票に記載された金額を基に、市が住宅ローン税額控除額を算出しますので、平成22年度からは住宅ローン税額控除申告書の提出が不要となりました。

※所得税の確定申告において、退職所得などの申告をされる方は、「市・県民税住宅ローン控除税額申告書」の提出により、控除額が多くなる可能性があります。詳しくは、税務課市民税担当までお問い合わせください。

▶お問い合わせ 同課市民税担当 (内線231・232)

## 農業用資産の耐用年数が変更になります

減価償却資産の耐用年数の見直しが行われ、平成21年分所得の申告から、農業用資産の耐用年数はすべて7年に変更となります。

確定申告または市・県民税申告の際は、ご注意ください。

### 主な農業用減価償却資産の耐用年数の変更

主な農業用機械名	平成20年分所得までの耐用年数	平成21年分所得以降の耐用年数
田植機、自脱型コンバイン	5年	一律7年
乾燥機、乗用型トラクター	8年	

※「建物」や「車両及び運搬具」の耐用年数の変更はありません。

▶お問い合わせ 税務課市民税担当 (内線231・232)

## 寄附金税額控除の対象が広がりました

市・県民税の寄附金控除制度が拡充され、所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうち、地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして、市・県が条例で指定した寄附金が新たに控除対象となりました。

### ▶適用対象

平成21年1月1日以降の寄附金

### ▶従来の控除対象寄附金

- ・地方自治体に対する寄附金 (ふるさと納税)
- ・日本赤十字社埼玉県支部に対する寄附金
- ・埼玉県共同募金会に対する寄附金

### ▶新たな控除対象寄附金

埼玉県内に主たる事務所を有する以下の法人が対象となります。

- ①社会福祉法人、学校法人(\*)、国立大学法人、独立行政法人、更正保護法人、公益社団(財団)法人に対する寄附金
- ②公益信託のうち、主務大臣による所得税法上の認定を受けたものに対する寄附金
- ③NPO法人のうち、国税庁長官による租税特別措置法上の認定を受けた法人に対する寄附金
- ④上記のほか、住民の福祉の増進に寄与するものとして、埼玉県知事が指定したものに対する寄附金  
(\* )入学に関する寄附金は対象外となります。

### ▶寄附金税額控除を受けるには

所得税の確定申告をすることで、所得税の寄附金控除と市・県民税の寄附金税額控除を受けることができます。寄附をした際に発行された「寄附金受領証明書(領収書)」を添付のうえ、所得税の確定申告をしてください。

※学校法人や公益社団(財団)法人に寄附をした場合は、受領証明書の他に「特定公益増進法人である旨の証明書」の添付が必要となります。

※所得税が課税されず、市・県民税所得割が課税となる場合は、市の申告が必要となります。

※寄附をした翌年の1月1日に、本市に住んでいることが条件となります。寄附金税額控除が適用される範囲は、市区町村により異なりますので、平成21年中に本市から転出された方は、住所地の市区町村にご確認ください。

▶お問い合わせ 税務課市民税担当 (内線231・232)

## 日曜日の申告相談

行田税務署および市では、次のとおり日曜日に申告相談を開催します。

日時	場所	開催者
2月21日(日)・28日(日) 午前9時～午後5時	行田税務署1階	行田税務署
2月28日(日) 午前9時30分～午後4時	中央公民館 (「みらい」内)	行田市(注)

(注) 申告内容によっては税務署での申告となります。  
※各会場とも混雑することが予想されますので、ご了承ください。

▶お問い合わせ 行田税務署 ☎556-2121 (自動音声案内)  
税務課市民税担当 (内線231・232)